

所得税・市(都)民税の申告

2月16日～3月15日

青梅税務署では、令和3年分の所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書を受け付けるため、確定申告会場を開設します。

所得税の確定申告が必要な方



▽給与所得者の場合

- 令和3年中の給与収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- 給与の支払いを2か所以上から受けている方
- 年末調整をされなかった方

▽事業所得、不動産所得者などの場合 1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方

▽その他 確定申告で所得税が還付となる場合
●マイホームをローンなどで取得した場合
●多額の医療費を支払った場合
●災害などで損害を受けた場合など

※詳しくは、国税庁ホームページなどでご確認ください。

青梅税務署での確定申告書の作成・提出・納税の期限

▽日時 2月16日(水)～3月15日(火)
(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後4時)

自宅からの申告のお願い (e-Taxがさらに便利に)



※還付申告は、2月15日(火)以前でも提出できます。

※2月20日と2月27日の日曜日は、立川税務署で、相談・受付を行います。

※贈与税の申告書は、2月1日(火)から受け付けます。個人事業者の消費税と地方消費税の確定申告書は、1月4日(火)から受付を開始しています。

▽場所 青梅税務署

※2月1日(火)から3月15日(火)まで、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障がい者用車両などを除く)。JR青梅線河辺駅北口の「イオンスマイル河辺」の駐車場か、公共交通機関をご利用ください。

▽入場整理券が必要です 申告書作成会場での相談は、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日、会場で配付するほか、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」し、日時指定の入場整理券を事前入手することができます。詳しくは、青梅税務署にお問い合わせください。

※入場整理券の当日配布は、混雑状況で早めに終了する場合があります。



国税庁 友だち追加 (LINE)

スマホ申告講習会

電子申告を推進するため、スマホ申告の方法を税務署職員が解説するスマホ申告講習会を開

スマホ申告の動画 (国税庁ホームページ)



催します。参加申込みは不要です。

▽日時 1月29日(土)

- 第1回：午前9時から
- 第2回：午前10時30分から

※会場の定員の都合で、受講できない場合があります。

▽会場 市役所1階コミュニティホール

▽持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

▽その他 当日、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の撮影などの申請支援を実施します。申請を希望する場合は、運転免許証などの本人確認書類に加え、マイナンバーカード交付申請書(二次元コードが印刷されたもの)が必要で、申請書が手元にならない方は、事前に電話でお申出いただければ再発行が可能です。マイナンバー(個人番号)の発行には、申請から1か月程度必要です。

申告会場は混雑します。e-Tax(国税電子申告システム)を利用すれば、自宅のパソコンやスマートフォンなどで、確定申告書や青色申告決算書などが作成でき、電子送信することや、印刷し郵送することができ、申請書の密を避けるためにも、利用をご検討ください。

スマホのカメラを起動して源泉徴収票(給与所得)を撮影すれば、読取内容が自動入力されるようになります。さらに、マイナンバーカードをお持ちの方は、ICカードリーダーライトがなくても、対応スマートフォンから認証し、パソコンで申告書を作成してe-Tax申告することができ、マイナンバーカードをお持ちでない方も、事前に税務署が発行するID・パスワードを使用してご利用できます。

申告書の郵送などの受付

3月15日(火)(消印有効)までに確定申告書と必要書類を同封し、郵送か信書便で提出できます。

▽提出先 青梅税務署(〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4)

※收受日付印のある控えが必要なのは、記入した申告書の控えと返信用封筒(宛名を記入し、切手貼付)を同封してください。

「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受けるには、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書などの

提出は不要ですが、税務署から提示・提出を求められる場合があります。5年間の保管が必要(です)。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付した場合、「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。この医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。

※医療費通知に、自己負担額が記載されていない場合など、確定申告に使用できないことがあります。詳しくは、健康保険組合などにご確認ください。

マイナンバー(個人番号)の記載も必要です

所得税と復興所得税などの申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

※「マイナンバーカード」に関することや、その他、社会保障・番号制度に関することは、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。☎0120・95・0178(無料)

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をする場合は、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けているなどのため依頼者(納税者)に不測の損害を被るおそれもあります。

税理士ではないのに、「にせ税理士業務を行っている」「にせ税理士・にせ税理士法人」にご注意ください。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

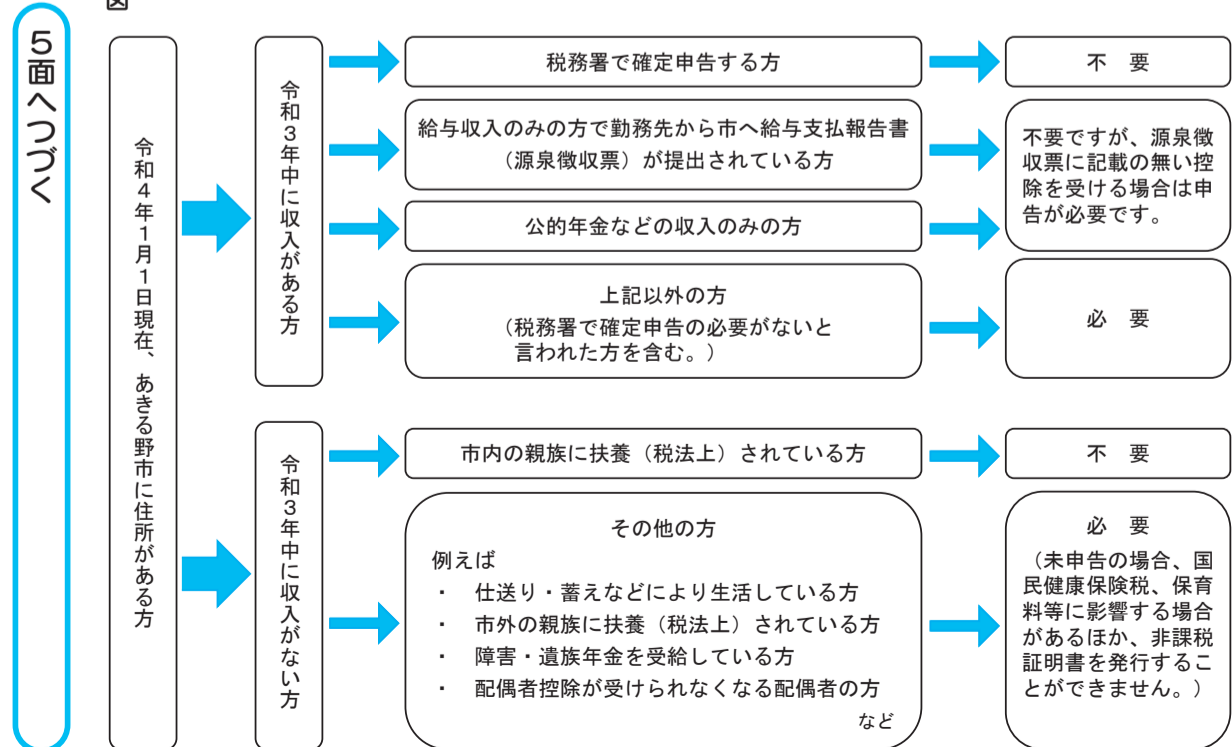
市が実施する申告・相談受付

市(都)民税の申告が必要な方

図のとおり

公的年金などが400万円以下の方(その他の所得が20万円以下に限る)

原則、申告は不要となります



が、年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料、生命保険料、医療費などの控除、扶養親族の追加など)がある方は、市・都民税の申告で、税額が下がる場合があります。※所得税の還付が発生する場合は、確定申告が必要となります。

納税などには便利な口座振替をご利用ください